

# アイポス通信

2021年  
1月号

～気軽に読めて役に立つマネー情報をお届けします！～

## 特集 2021年度税制改正大綱をざっくり解説

毎年12月恒例の税制改正大綱をざっくりと解説させていただきますね。基本「減税」が多いです。

●**住宅ローン控除** 住宅ローン控除は住宅ローン残高の1%を直接減税（10年間税金をキャッシュバックしてあげるよ）という制度ですが、消費税増税のタイミングで13年間に特例として延長されていました。特例期間が延長されます。新築は2021年9月末までに契約、中古は11月末までに購入して、2022年中に居住することが条件です。面積要件も緩和されて40㎡～50㎡も対象となります（所得要件あり）。「独身おひとり様で気軽に広めの1LDK！」という方には良いかもですね。但し、2022年度～は見直しの見込みです。「超低金利の0.5%で借りて1%のキャッシュバックがおかしくない？」という歪みへの是正と思われます。「大幅な税優遇は今年まで！マイホーム買うなら今年中に買ってねー」という話です。

●**固定資産税の据え置き** 固定資産税の評価額は3年ごとに見直されます。前回2018年度でしたから、2021年度の見直しでは、ここ数年の地価上昇に伴って、地価の上がっているところは増税見込みでしたが、コロナの影響を考えて、上がるところは前年度で「据え置き」、下がる場所は「減税」となります。ただし2021年度のみの特例です。

●**教育資金贈与の非課税** 2021年3月まで、30歳未満の子や孫に対して1500万円までなら教育資金を贈与しても税金がかからないよという制度が2年間延長となります。但し、2021年4月～は、贈与者の相続発生時に、使わずに残っているお金は相続税の課税対象になります（孫が在学中などの場合は除く）。孫の場合は税額が2割加算されるというルールも適用されます。教育資金の贈与による、相続税の節税への網かけですね。以下、その他キーワードだけですが、「エコカー減税2年間延長」「産後ケア事業は消費税非課税」「認可外保育所・ベビーシッター利用の助成金は所得税非課税」「年収1200万円を超えている場合、育児手当は全額カット」…このような感じです。

## ? マネークイズのコーナー

LINE、Facebook、Twitter、Instagram  
…。

SNSにも今は様々なものがあります。最近ではInstagramが伸びているというデータも。では、Instagramの国内のアカウント数はどのくらいなのでしょう？

- 1 1100万
- 2 2200万
- 3 3300万



## 今月のお知らせ

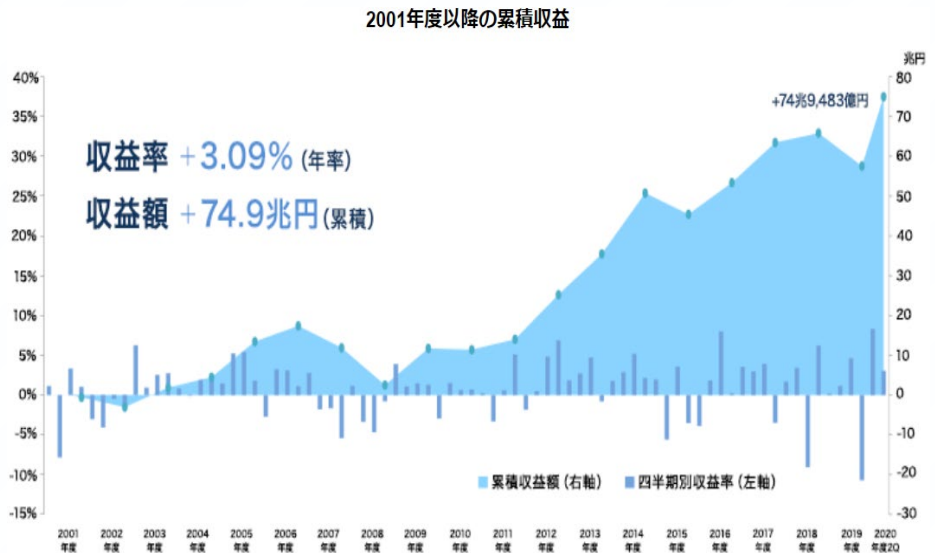
1月中旬に全国各地で行われる「どんと焼き」は、神社にお正月の書き初めや飾りを持ち寄って焼く儀式です。書き初めをこの火で燃やすと字が上手くなる、この火で焼いたお餅を食べると病気をしない、この火の煙に当たると綺麗になる…等、ご利益のある言い伝えがたくさんあります。昨年で地元のどんと焼きは終わりましたがとても良い思い出です。



## コラム 年金積立金も分散投資、平均リターンは 3.09% !

日本の年金制度は、現役世代が納める年金保険料で、高齢者世代の年金を給付する「賦課方式」となっています。しかし、全てが給付されているわけではなく、一部は年金積立金として、将来のために運用されています。もしも、預貯金などの安全資産のみで保有していたら、将来インフレや賃金上昇が起こったときに、資産価値が目減りしてしまいますよね？ そうならないように、長期的な視点で運用されているのです。現在の目標利回りは、賃金上昇率+1.7%。資産配分は定期的に見直され、現在は国内債券 25%、外国債券

25%、国内株式 25%、外国株式 25%となっています。では、結果的にどのくらいのリターンが出ているのかというと…、2000年から2020年第2四半期まででみると、運用資産額約168兆円に対して、平均リターンは3.09%、累積の収益額は、なんと約75兆円となっています。



(出典：GPIF 2020年度の運用状況)

## A マネークイズの答え

正解：3

Instagramの国内アカウント数(=月間アクティブユーザー)は2019年6月時点では3300万とのこと。

2018年にFacebookを抜いたようです。



## 編集後記

本年もどうぞよろしくお願ひいたします。コロナ禍で始めた通信も2年目になりました。また以前少しだけ取り組んでいたyoutubeも久々に引っ張り出してきて「相続」の動画を取組み始め、動画編集は家内が頑張ってくれています。コロナで大変は大変ですが、そのお陰で前に進めることも創る一年にしていきたいと思ひます。素晴らしい一年になりますように。ご自愛くださいませ。

Youtubeチャンネルはこちら⇒



発行

一級ファイナンシャルプランニング技能士

CFP 宅地建物取引士 相続コンサルタント 森拓哉

大阪府茨木市園田町6-1 フィールドアン2階 (株)アイポス

電話 072-634-3331 メール info@i-pos.co.jp

